

株 主 各 位

## 第30回定時株主総会招集ご通知

(電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく  
交付書面に記載しない事項)

株式会社網屋

電子提供措置事項記載書面のうち、事業報告の「財産及び損益の状況」「主要な事業内容」「主要な営業所」「従業員の状況」「主要な借入先」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「大株主（上位10名）」「当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」「新株予約権等の状況」「社外役員に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概況」「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

# 目 次

目 次	1
事業報告の一部の項目	2
1. 企業集団の現況	
(2) 財産及び損益の状況	2
(5) 主要な事業内容	3
(6) 主要な営業所	3
(7) 従業員の状況	3
(8) 主要な借入先	4
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項	4
2. 株式の状況	
(4) 大株主（上位10名）	4
(5) 当事業年度中に職務執行の対価として 当社役員に対し交付した株式の状況	5
3. 新株予約権等の状況	5
4. 会社役員の状況	
(5) 社外役員に関する事項	6
5. 会計監査人の状況	7
6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概況	8
7. 会社の支配に関する基本方針	12
連結株主資本等変動計算書	13
連結注記表	14
株主資本等変動計算書	27
個別注記表	28

# 事業報告の一部の項目

## 1. 企業集団の現況

### (2) 財産及び損益の状況

#### ①企業集団の財産及び損益の状況

区 分		期 別		第 27 期	第 28 期	第 29 期	第 30 期			
				(2022年12月期)	(2023年12月期)	(2024年12月期)	(当連結会計年度) (2025年12月期)			
売	上	高	(百万円)	—	3,559	4,767	5,936			
経	常	利	益	(百万円)	—	425	541			
親会社株主に帰属する	当	期	純	利	益	(百万円)	—	325	384	751
1 株当たり	当	期	純	利	益	(円)	—	40.17	46.69	90.84
総	資	産	(百万円)	—	3,776	5,415	6,940			
純	資	産	(百万円)	—	1,786	2,132	2,833			
1 株当たり	純	資	産	(円)	—	216.34	257.56	332.30		

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 2023年12月期（第28期）より連結計算書類を作成しておりますので、第27期以前の各数値については記載しておりません。
3. 当社は、2025年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

#### ②当社の財産及び損益の状況

区 分		期 別		第 27 期	第 28 期	第 29 期	第 30 期			
				(2022年12月期)	(2023年12月期)	(2024年12月期)	(当連結会計年度) (2025年12月期)			
売	上	高	(百万円)	2,986	3,559	4,480	5,601			
経	常	利	益	(百万円)	301	429	516			
当	期	純	利	益	(百万円)	229	328	370	738	
1 株当たり	当	期	純	利	益	(円)	28.57	40.55	44.94	89.24
総	資	産	(百万円)	2,795	3,624	5,264	6,745			
純	資	産	(百万円)	1,420	1,789	2,120	2,804			
1 株当たり	純	資	産	(円)	179.23	216.72	256.18	329.41		

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、2025年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

事業	事業内容及び主要製品等
データセキュリティ事業	データセキュリティ監査ツールの開発/販売 情報セキュリティマネジメントシステム構築/監査/運用支援
ネットワークセキュリティ事業	ネットワークセキュリティシステムのコンサルティング/設計/構築/運用 クラウドネットワークサービスの開発/販売

(6) 主要な営業所（2025年12月31日現在）

①当社

本社	東京都中央区
大阪営業所	大阪府大阪市
和歌山セキュリティセンター	和歌山県西牟婁郡白浜町
幕張セキュリティセンター	千葉県千葉市

②子会社

株式会社グローブテック・ジャパン	東京都千代田区
株式会社ASネットワークセキュリティ	千葉県千葉市

(7) 従業員の状況（2025年12月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
データセキュリティ事業	83 (15.5) 名	10名増
ネットワークセキュリティ事業	95 (23.8) 名	40名増
全社（共通）	74 (15.6) 名	6名増
合計	252 (54.8) 名	56名増

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、従業員数の（ ）は、臨時従業員（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）の年間の平均人員であります。  
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門等に所属しているものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
183名	21名増	34.0歳	5.2年

- (注) 従業員数には、パートタイマー、人材会社からの派遣社員及び常駐の業務委託者は含まれておりません。

(8) 主要な借入先 (2025年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	525,003 千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	200,000
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	66,660
株 式 会 社 り そ な 銀 行	72,181
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	27,772
株 式 会 社 千 葉 銀 行	18,150

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年5月14日付で、NTTコミュニケーションズ株式会社（現 NTTドコモビジネス）との間で資本業務提携に関する契約を締結したことを発表いたしました。

当社は、2025年11月13日付で、エイチ・シー・ネットワークス株式会社との間で資本業務提携を締結したことを発表いたしました。

2. 株式の状況

(4) 大株主 (上位10名) (2025年12月31日現在)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 チ ャ ク ル	2,329,600	27.3
石 田 晃 太	1,116,456	13.1
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	481,500	5.6
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	367,700	4.3
グ ロー バ ル セ キ ュ リ ティ エ キ ス パ ー ト 株 式 会 社	352,000	4.1
伊 藤 整 一	303,200	3.5
網 屋 従 業 員 持 株 会	253,940	2.9
新 納 隆 広	162,300	1.9
山 崎 勝 巳	142,800	1.6
N T T ド コ モ ビ ジ ネ ス 株 式 会 社	139,000	1.6

(注) 持株比率は自己株式316,596株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2025年4月23日開催の取締役会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬としての自己株式の処分を行いました。当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況は次のとおりです。

なお、当社は、2023年3月29日開催の第27回定時株主総会において、いずれも当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式及び業績連動型株式の付与のための報酬を支給することを決議しております。譲渡制限付株式及び業績連動型株式の付与のために支給する報酬の総額はそれぞれ年額50百万円以内とし、この払込みにより交付される当社の普通株式の総数はそれぞれ年40千株を上限としております。

区 分	株式数（株）	交付対象者数（人）
取 締 役 （監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	6,477	4
社 外 取 締 役 （監査等委員である取締役を除く）	—	—
監 査 等 委 員 である 取 締 役	—	—

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4.（4）取締役の報酬等」に記載しております。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員の状況

##### (5) 社外役員に関する事項

###### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）森雅司氏は、フォレストリサーチ&コンサルティング株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）権浩子氏は、子どもの食卓株式会社代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）森詩絵里氏は、インテグラル法律事務所のパートナー弁護士、株式会社ビジョンの社外取締役、LiME株式会社の社外監査役、ユーソナー株式会社の社外取締役、株式会社Warranty Technologyの社外監査役、デジタル・インフォメーション・テクノロジー株式会社の社外取締役及び株式会社FCEの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

###### ②当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 森 雅 司	取締役（監査等委員）就任後に開催された取締役会13回のすべてに出席しました。また、取締役（監査等委員）就任後に開催された監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地と企業の内部監査経験者としての豊富な経験から発言を行われております。
取締役 (監査等委員) 権 浩 子	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席しました。また、当事業年度に開催された監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。主に税務の専門家としての見識と企業創業者としての豊富な経験から発言を行われております。
取締役 (監査等委員) 森 詩 絵 里	取締役（監査等委員）就任後に開催された取締役会13回のすべてに出席しました。また、取締役（監査等委員）就任後に開催された監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から発言を行われております。

- (注) 1. 会社法第370条に定める取締役会の決議の省略を適用した取締役会の回数は除いております。
2. 2025年3月27日開催の第29回定時株主総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員）大須賀正之氏及び加藤雅彦氏は任期満了により退任しました。
3. 森詩絵里氏の戸籍上の氏名は、佐藤詩絵里氏であります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムの整備に関する基本方針」）として取締役会において決議した事項の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役及び、執行役員、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (ア) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保することを目的に制定した「行動規範」を実践するとともに、「コンプライアンス規程」を定め、取締役、執行役員、及び使用人に周知徹底し、その遵守に努める。
  - (イ) 「取締役会規程」など会社実務を明確化するために社内諸規程や社内マニュアル等を整備し、取締役、執行役員及び使用人が具体的に判断並びに行動するための規範を確保する。
  - (ウ) 取締役は、重大な法令、定款、規制及び社内規程違反に関する重要な事実を発見した場合には、速やかに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する。
  - (エ) コーポレートサポート本部長を委員長として、常勤取締役、執行役員を構成員とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス意識の醸成を図るための組織体制を確立するとともに、適正な運営を図る。

また、当社の社会的責任を深く自覚するとともに、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するため、取締役、執行役員及び使用人の教育研修を実施する。
  - (オ) 「内部通報規程」を定め、不正行為等に関する通報等について、経営陣から独立した監査等委員会、顧問弁護士を受付窓口とした通報ルートを設置する。

なお、会社は、通報者が通報等したことを理由としていかなる不利益な取扱いも行なわない。
  - (カ) 取締役、執行役員及び使用人の職務執行の適正性を確保するために、内部監査担当者を配し、「内部監査規程」に基づく監査を実施する。また、内部監査担当者は会計監査人及び監査等委員会と連携し、効率的な監査と牽制機能を維持できるよう努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (ア) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、法令及び「取締役会規程」、「文書管理規程」などの社内規程に基づき、紙又は電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理する。
  - (イ) 取締役の職務執行に係る情報は、取締役が常時閲覧できるよう、検索性に配慮して保存、管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (ア) コーポレートサポート本部長を委員長としたリスク・コンプライアンス委員会を設置し、「リスク管理規程」及び「内部通報規程」を制定し、可能な限りリスクを未然に防ぎ、企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

- (イ)定期的に開催するリスク・コンプライアンス委員会を通じて、業務執行上のリスクについて適時把握し、その対応方針を審議するとともに、特に重大なリスクについては、取締役会に報告する。
  - (ウ)当社のリスク管理体制及びリスク管理の実施状況については、内部監査担当者により監査を実施する。
  - (エ)事業継続や安全・人命確保に重大な影響を与える事態、企業の存続に重大な脅威となる緊急事態など、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする緊急対策本部を直ちに設置し、迅速に対応を検討し、被害及び損失の拡大を最小限に止める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ア)取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて取締役会を開催し、機動的な意思決定並びに適切な職務執行が行える体制を確保する。
  - (イ)中期経営計画及び年度事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役会にて経営指標の分析及び進捗管理を通じて、業績目標の達成を図る。
  - (ウ)取締役会の決定に基づく日常の職務執行を効率的に行うため「業務分掌規程」並びに「職務権限規程」を制定し、業務分担及び職務権限等を明確にして業務の効率性を高める。
  - (エ)経営会議を設置し、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役の指示、意思決定を経営会議に伝達する。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (ア)当社及び子会社の事業に関して責任を負う当社の取締役に、当社が定める「コンプライアンス規程」、「行動規範」及び「リスク管理規程」に基づきコンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。
  - (イ)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告体制は、当社の「関係会社管理規程」に従い、子会社の業務執行に係る事項の当社への報告を義務付ける。
  - (ウ)子会社は、当社が定める「リスク管理規程」を参考に損失の危険の管理に関する規程その他の体制を構築し、法令及び各社を取り巻く環境に配慮して経営リスクに対処する。
  - (エ)子会社に損失の危険が生じた際は、「関係会社管理規程」に従い、当社への報告を義務付ける。
  - (オ)当社は、子会社からの報告に応じて関係部門で当該リスクの発生の可能性及び影響度を分析し、経営に重大な影響を及ぼすリスクを識別し、重点的に対策を講じるべきか判断する。
  - (カ)子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するために、当社の経営理念、経営方針及び経営計画等をグループで共有し、子会社はそれぞれの目標を定める。
  - (キ)当社の取締役会は、子会社それぞれの目標の進捗状況を定期的に評価し、改善の促進を内容とした、全社的な効率化が実現できるシステムを構築する。

- (ク)子会社は、当社の「関係会社管理規程」を踏まえて構築したコーポレート・ガバナンスに基づいて経営を推進する。
  - (ケ)子会社の取締役等の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、「関係会社管理規程」、「コンプライアンス規程」及び「行動規範」においてコンプライアンスに基づく経営を遂行することを定め、子会社の管理を行う。
  - (コ)内部監査部門は、本方針に従い、関係部門と連携して、子会社の内部統制の実効性を高めるために必要な指導・支援を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及びその取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- (ア)監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人の登用を求めた場合は、当社取締役及び使用人から監査等委員会の職務を補助する者（以下「監査等委員会補助者」という。）を任命する。
  - (イ)監査等委員会補助者が監査等委員会の職務を補助すべき期間中の監査等委員会補助者に対する指揮命令権は、監査等委員会に委嘱し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の監査等委員会補助者に対する指示の実効性を確保するとともに、当該期間中の監査等委員会補助者の人事考課、異動、懲戒等については、監査等委員会の同意を要する。
  - (ウ)監査等委員会補助者は、業務執行に係る役職を兼務しない。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び報告した者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (ア)取締役会及び経営会議等の重要な会議には監査等委員が出席し、経営における重要な意思決定並びに業務の執行状況について把握できる体制を維持する。
  - (イ)取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人は、法令もしくは定款に違反する事実、当社又は子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を監査等委員会に対し、速やかに報告する。
  - (ウ)取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。
  - (エ)子会社の取締役等及びその他の使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査等委員会に対して、子会社に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスの状況等の内容について速やかに報告する。
  - (オ)子会社の取締役等は、監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。
  - (カ)監査等委員会の求めに応じて報告を行ったことを理由として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人に対し、不利益な処遇を行うことを禁止する。
  - (キ)重要な決裁書類は、監査等委員会の閲覧に供する。

- ⑧ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手續その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当者より監査実施状況等について報告を受けるとともに、定期的に情報交換及び協議を行う。

(イ) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

(ウ) 監査等委員会は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

- ⑪ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

(ア) 「反社会的勢力対応規程」を制定し、取締役、執行役員及び使用人が一丸となって、反社会的勢力の排除に取り組む。

(イ) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除するとともに、不当な要求を断固として拒否することを基本方針として定める。

(ウ) 反社会的勢力に対する対応部署をコーポレートサポート本部とし外部機関（顧問弁護士、警察等）と連携、また関係部署と協力し、平素より情報収集に努め、組織的に対応する体制を維持する。

(エ) 公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）に加盟し、特防連会報、特防連ニュース、特防連が主催する研究会等への参加を通じて情報収集に努め、必要に応じて特防連の指導を仰ぐ。

- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① リスク・コンプライアンスに関する取り組み

(ア) コーポレートサポート本部長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を年に1回以上開催し、情報管理体制の強化、重大なシステムトラブルの回避、事業継続計画の策定について審議しております。

(イ) 取締役、執行役員及び使用人等を対象としたコンプライアンスに関する研修を実施し、また、内部通報規程に基づく通報窓口を社内に周知することで、コンプライアンス違反の早期発見と未然防止に努めています。

② 取締役の職務執行

当事業年度は、17回取締役会を開催し、迅速な意思決定と職務執行状況の報告等を行いました。また、取締役の職務執行にあたっては、取締役会規程その他社内規程に基づき、効率的な業務執行を行っております。

③ 監査等委員監査体制

監査等委員は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席するほか、稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役、執行役員及び使用人からの説明と報告を通じて、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と意見交換を行い、監査の実効性が高まるように努めております。

④ 内部監査体制

代表取締役直轄の内部監査担当者が、各部門の業務遂行に関する監査、財務報告に係る内部統制に関する監査を実施し、その結果を代表取締役、取締役会及び監査等委員会に対して報告しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2025年1月1日から  
2025年12月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	62,142	740,408	1,564,685
当 期 変 動 額			
新株の発行（新株予約権の行使）	3,826	3,826	-
自己株式の取得	-	-	-
自己株式の処分	-	158,232	-
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	751,735
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-
当期変動額合計	3,826	162,059	751,735
当 期 末 残 高	65,968	902,467	2,316,420

	株 主 資 本		その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 計 合
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△251,658	2,115,577	16,488	16,488	-	2,132,066
当 期 変 動 額						
新株の発行（新株予約権の行使）	-	7,653	-	-	-	7,653
自己株式の取得	△550,054	△550,054	-	-	-	△550,054
自己株式の処分	304,587	462,819	-	-	-	462,819
親会社株主に帰属する当期純利益	-	751,735	-	-	-	751,735
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	24,955	24,955	4,422	29,377
当期変動額合計	△245,467	672,154	24,955	24,955	4,422	701,531
当 期 末 残 高	△497,125	2,787,731	41,443	41,443	4,422	2,833,597

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 注 記 表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	2社
主要な連結子会社の名称	株式会社グローブテック・ジャパン 株式会社ASネットワークセキュリティ

なお、株式会社ASネットワークセキュリティは、当連結会計年度中に新たに株式を取得したため、連結子会社に含めることといたしました。

### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社グローブテック・ジャパン及び株式会社ASネットワークセキュリティの決算日は、9月30日であります。決算日の差異が3ヶ月を超えていないため、本連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### a. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### b. 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

c. 原材料

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～33年
工具器具及び備品	3～15年

b. 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	3～5年
市場販売目的のソフトウェア	3年

③ 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

c. 役員業績連動報酬引当金

役員の業績連動報酬の支給に備えるため、役員業績連動型株式報酬規程に基づき当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

d. 従業員業績連動報酬引当金

従業員の業績連動報酬の支給に備えるため、従業員業績連動型株式報酬規程

に基づき当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a. ソフトウェア製品及び機器販売

データセキュリティ事業ではログ管理ソフトウェア製品をネットワークセキュリティ事業ではネットワーク機器を販売しております。

ソフトウェア製品等の販売については顧客に納品された時点において当社の履行義務が充足されると判断し、その時点で収益を認識しております。なお、一部については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。なお、サブスクリプション契約の場合は顧客との契約に基づき役務を提供するため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、役務の提供に従い収益を認識しております。

b. 運用・保守に関するサービス

データセキュリティ事業及びネットワークセキュリティ事業では自社製品に対する運用・保守サービスを提供しております。

運用・保守サービスは顧客との契約に基づき役務を提供するため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、役務の提供期間に応じて均等に収益を認識しております。

c. 業務受託

データセキュリティ事業では情報セキュリティマネジメントシステムの構築等、ネットワークセキュリティ事業ではネットワークセキュリティシステムの設計・構築等の業務を受託しています。

業務受託サービスについては、契約に応じた業務の完了を主な履行義務としており、顧客の検収の時点で収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

市場販売目的のソフトウェア及び収益獲得のための自社利用目的のソフトウェアの減価償却方法

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

市場販売目的のソフトウェア及び収益獲得のための自社利用目的のソフトウェアを18,757千円、これらに係る減価償却費を34,131千円計上しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場販売目的のソフトウェア及び収益獲得のための自社利用目的のソフトウェアは、見込販売収益及び販売可能な見込有効期間に基づき、残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額を減価償却費として計上しております。

見込販売収益は売上成長率及び受注金額等を基礎として見積り、見込有効期間は製品及びサービスの販売予定期間を踏まえ上限を3年として決定しております。見込販売収益及び見込有効期間は将来の経済状況等によって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の市場販売目的ソフトウェア及び収益獲得のための自社利用目的ソフトウェアの減価償却費の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 202,017 千円

### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
普通株式(注)	8,628,800	201,600	—	8,830,400
合計	8,628,800	201,600	—	8,830,400

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は新株予約権の行使によるものです。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年3月26日	普通株式	利益剰余金	133,922	15.73	2025年12月31日	2026年3月27日

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

12,800 株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

投資事業有限責任組合への出資については、組入れられた株式の発行体の経営状況及び財務状況の変化に伴い出資元本を割り込むリスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。借入金は主に営業取引に係る資金調達や設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、財務経理部が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

非上場株式については、定期的に発行体の財務状況を把握し、保有状況を定期的に見直しております。

投資事業有限責任組合への出資については、定期的に発行体の財務状況を把握し、保有状況を定期的に見直しております。

##### b. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

財務経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注1）を参照ください。）。また、「現金」は注記を省略しており、「預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「短期借入金」については、短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	215,040	215,040	—
資産計	215,040	215,040	—
(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	232,006	229,135	△2,870
負債計	232,006	229,135	△2,870

（注）1. 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,559
投資事業有限責任組合への出資	98,901

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,561,892	—	—	—
売掛金	673,358	—	—	—
合計	5,235,251	—	—	—

3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超
長期借入金	139,943	42,748	18,861	30,454

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	データ セキュリティ事業	ネットワーク セキュリティ事業	計
一時点で移転される財又はサービス	684,419	1,689,611	2,374,030
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,796,319	1,766,079	3,562,399
顧客との契約から生じる収益	2,480,738	3,455,691	5,936,430
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	2,480,738	3,455,691	5,936,430

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	414,301
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	673,358
契約負債 (期首残高)	1,490,172
契約負債 (期末残高)	2,059,339

契約負債は、主に、役務の提供期間に応じて均等に収益を認識する運用・保守サービス契約における顧客から受け取った前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、791,502千円であります。

## ② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年内	1,197,920
1年超	849,296
合計	2,047,216

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 332 円 30 銭

1株当たり当期純利益 90 円 84 銭

(注) 当社は、2025年7月1日付で普通株式1株に対し普通株式2株の割合で株式分割を行いました。1株当たり情報の各金額は、当連結会計年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しています。

## 9. 重要な後発事象

(主要株主である筆頭株主の異動について)

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、主要株主である筆頭株主及び譲渡先からの連絡を受け、筆頭株主の異動を認識いたしました。

### 1. 移動が生じる経緯

主要株主である筆頭株主である株式会社チャクル（以下「チャクル」といいます。）が保有する当社の普通株式を、市場外での相対取引により下記の1社を含む数社にそれぞれ譲渡（以下「本譲渡」といいます。）する旨、チャクルと譲渡先の間で合意されたことを認識いたしました。本譲渡に係る当社株式の売出しに伴い、当社の主要株主である筆頭株主の異動が生じることとなる見込みです。

### 2. 異動予定年月日

2026年2月19日（予定）

### 3. 異動する株主の概要

(1) 主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主

- ① 名称 株式会社チャクル
- ② 所在地 東京都千代田区大手町一丁目7番2号
- ③ 代表者氏名 伊藤 整一
- ④ 事業内容 有価証券の保有、管理、運用および投資等
- ⑤ 資本金 10,000円

(2) 新たに主要株主、主要株主である筆頭株主となる株主

- ① 名称 キヤノンマーケティングジャパン株式会社
- ② 所在地 東京都港区港南二丁目16番6号
- ③ 代表者の役職・氏名 代表取締役社長 足立 正親
- ④ 事業内容 キヤノン製品および関連ソリューションの国内マーケティング
- ⑤ 資本金 73,303百万円 (2025年12月31日現在)

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) キヤノンマーケティングジャパン株式会社

		議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前	—	—	—	—
異動後	主要株主、主要株主で ある筆頭株主	11,950個 (1,195,000株)	14.06%	第1位

(2) 株式会社チャクル

		議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前	主要株主、主要株主で ある筆頭株主	23,296個 (2,329,600株)	27.41%	第1位
異動後	—	—	—	—

(注) 1. 「総株主の議決権の数に対する割合」は、少数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

2. 「総株主の議決権の数に対する割合」は、2025年12月31日現在の総株主の議決権の数84,976個（発行済株式総数8,830,400株から議決権を有しない株式数316,596株を控除して算出）に基づき算出しております。

3. 大株主順位は、2025年12月31日現在の株主名簿を基準に推定したものです。

5. 今後の見通し

本件は、中長期的に当社の業績及び企業価値向上に資するものと考えており、今後、開示すべき重要な事項が発生した場合には、速やかに業績への影響を開示いたします。

(自己株式を活用した第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（固定転換価額型）及び第3回新株予約権（固定行使価額型）の発行）

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社（以下「シンプレクス」といいます。）が無限責任組合員を務めるシンプレクス・キャピタル・PIPEs投資事業有限責任組合1号（以下「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（固定転換価額型）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といいます。）及び第3回新株予約権（固定行使価額型）（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本資金調達」といいます。）を行うことを決議いたしました。

1. 本新株予約権付社債発行の概要

(1) 払込期日	2026年3月13日
(2) 新株予約権の総数	40個
(3) 各社債及び新株予約権の発行価額	社債：金 37,500,000円（別途条件あり） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	458,435株（新株予約権1個あたり11,460株）
(5) 調達資金の額	1,500,000,000円（本社債100円につき100円で発行されると仮定した場合。条件決定日に算定される評価額レンジの下限が100円を超える場合、本社債はその下限額で発行されます。その結果、調達資金もその差額分だけ増加）
(6) 転換価額	2026年2月12日の東証終値の110%（端数切上げ）と条件決定日前日の東証終値の90%（端数切上げ）のいずれか高い方
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当予定先	シンプレクス・キャピタル・PIPEs投資事業有限責任組合1号
(9) 利率及び償還期日	利率：本社債には利息を付さない 償還期日：2030年12月30日
(10) 償還価額	額面 100円につき100円
(11) その他	これらの内容はすべて、金融商品取引法に基づく届出が効力を持つことが前提となります。 当社は割当予定先と第三者割当契約を締結する予定で、この契約では次が定められます。 1. ロックアップ（転換制限） 割当予定先は、払込日から1年間、当社の事前同意なしに転換請求を行わない。 2. 新株発行等に関するロックアップ条項 3. 財務制限条項に関する規定 発行要項に定める 財務制限条項抵触事由が発生し、改善計画が提出されない、または次年度までに抵触状態が解消されなかった場合、割当予定先は繰上償還を請求できる。

2. 本新株予約権の概要

(1) 割当日	2026年3月13日
(2) 発行新株予約権数	3,200個
(3) 発行価額	2,558円（ただし、条件決定日に再算定される評価額が2,558円を上回る場合は、その評価額を採用します。）
(4) 当該発行による潜在株式数	320,000株（1個につき100株）原則当社自己株式を充当する。
(5) 調達資金の額	1,055,225,600円（注）
(6) 行使価額	2026年2月12日の東証終値の110%（端数切上げ）と条件決定日前日の東証終値の90%（端数切上げ）のいずれか高い金額に設定します。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当予定先	シンプレクス・キャピタル・PIPEs投資事業有限責任組合1号
(9) その他	上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。本第三者割当契約において、割当予定先は、払込期日から1年間は、当社の事前の同意なく本新株予約権を行使しないものとする旨、及び、割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本第三者割当契約に従い、本新株予約権を取得する旨が定められる予定です。

	<p>1. 行使制限（ロックアップ） 割当予定先は、払込日から1年間、当社の同意なしに新株予約権を行使しない。</p> <p>2. 当社による取得請求権（コール条項） 一定の事由が発生した場合、割当予定先は当社に通知することで新株予約権の取得を当社に請求可能。当社はその請求があれば、契約に従い新株予約権を取得する。</p> <p>3. 取得請求が可能となる主な事由 下記のいずれかが発生した場合を指します。</p> <p>① 組織再編が承認され、承継会社等の株式が上場しない場合 ② 公開買付けが行われた場合 ③ 上場廃止事由や監理銘柄指定が生じる／見込まれる場合 ④ 支配権の変動事由が生じた場合 ⑤ スクイズアウト事由が生じた場合 ⑥ 財務制限条項抵触事由が発生し、改善計画が提出されない、または翌事業年度までに解消されない場合</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。なお、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日の直前取引日における東証終値等の数値を前提として算定した見込額であります。本新株予約権の最終的な払込金額及び行使価額は条件決定日に確定します。

### 3. 当該資金調達の目的

当社は、ALogシリーズやNetwork All Cloudなどの既存セキュリティサービスの運用体制・販売体制等を強化し、販路拡大を進めています。また、NATURE SERIESやセキュサボなどのサービスを拡充し、製品提供に加え、運用、監視、対応等、網羅的なサイバーセキュリティサービスを目指し、支援領域の拡大を図っています。

市場変化が激しい中、競争力を維持し成長を続けるには、既存サービスの強化（人材・開発・AI・運用・販売）と、周辺領域を補完するM&Aや資本業務提携等が不可欠です。M&Aはタイミングが重要なため、あらかじめ資金枠を確保する必要があります。今回の資金調達は、前倒しで成長投資を行うための資金、M&A等を迅速に実行するための待機資金を確保することが目的です。

また、新株予約権付社債の払込金額は、既存事業とM&A待機資金に、新株予約権の行使代金は主にM&A資金に充当し、資金繰りとの整合も図ります。なお、合理的な投資機会が見込めない場合には、既存事業への投資に充当するなど、企業価値向上に資する範囲で資金配分を見直す可能性があります。

#### （自己株式の取得）

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及び具体的な取得方法について決議し、以下のとおり2026年2月13日に取得を完了いたしました。

#### 1. 自己株式の取得を行う理由

2026年2月12日付けで公表しております、「自己株式を活用した第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回新株予約権（固定行使価額型）の発行に関するお知らせ」にありますとおり、今回発行を予定しております転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権に対し、自己株式を充当することで、当社株式の希薄化を抑制するためであります。

#### 2. 取得の内容

- |               |              |
|---------------|--------------|
| （1）取得した株式の種類  | 当社普通株式       |
| （2）取得した株式の総数  | 303,200株     |
| （3）株式の取得価額の総額 | 888,982,400円 |

(4) 取得期間

2026年2月13日

(5) 取得方法

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNet-3)

以上

## 株主資本等変動計算書

( 2025年1月1日から  
2025年12月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余 金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	62,142	12,142	728,266	740,408	1,553,272	1,553,272
当 期 変 動 額						
新株の発行（新株予約 権の行使）	3,826	3,826	—	3,826	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	158,232	158,232	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	—	738,542	738,542
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	3,826	3,826	158,232	162,059	738,542	738,542
当 期 末 残 高	65,968	15,968	886,499	902,467	2,291,814	2,291,814

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当 期 首 残 高	△251,658	2,104,164	16,488	16,488	2,120,653
当 期 変 動 額					
新株の発行（新株予約 権の行使）	—	7,653	—	—	7,653
自己株式の取得	△550,054	△550,054	—	—	△550,054
自己株式の処分	304,587	462,819	—	—	462,819
当 期 純 利 益	—	738,542	—	—	738,542
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	24,955	24,955	24,955
当 期 変 動 額 合 計	△245,467	658,960	24,955	24,955	683,915
当 期 末 残 高	△497,125	2,763,125	41,443	41,443	2,804,568

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

1. 子会社及び関連会社株式  
移動平均法による原価法

2. その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### ② 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～33年
工具器具及び備品	3～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 3～5年

市場販売目的のソフトウェア 3年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

③ 役員業績連動報酬引当金

役員の業績連動報酬の支給に備えるため、役員業績連動型株式報酬規程に基づき当事業年度末における要支給額を計上しております。

④ 従業員業績連動報酬引当金

従業員の業績連動報酬の支給に備えるため、従業員業績連動型株式報酬規程に基づき当事業年度末における要支給額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① ソフトウェア製品及び機器販売

データセキュリティ事業ではログ管理ソフトウェア製品をネットワークセキュリティ事業ではネットワーク機器を販売しております。

ソフトウェア製品等の販売については顧客に納品された時点において当社の履行義務が充足されると判断し、その時点で収益を認識しております。また、一部については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。なお、サブスクリプション契約の場合は顧客との契約に基づき役務を提供するため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、役務の提供に従い収益を認識しております。

## ② 運用・保守に関するサービス

データセキュリティ事業及びネットワークセキュリティ事業では自社製品に対する運用・保守サービスを提供しております。

運用・保守サービスは顧客との契約に基づき役務を提供するため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、役務の提供期間に応じて均等に収益を認識しております。

## ③ 業務受託

データセキュリティ事業では情報セキュリティマネジメントシステムの構築等、ネットワークセキュリティ事業ではネットワークセキュリティシステムの設計・構築等の業務を受託しています。

業務受託サービスについては、契約に応じた業務の完了を主な履行義務としており、顧客の検収の時点で収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

市場販売目的ソフトウェア及び収益獲得のための自社利用目的ソフトウェアの減価償却方法

### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

市場販売目的のソフトウェア及び収益獲得のための自社利用目的のソフトウェアを18,757千円、これらに係る減価償却費を34,131千円計上しております。

## ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場販売目的のソフトウェア及び収益獲得のための自社利用目的のソフトウェアは、見込販売収益及び販売可能な見込有効期間に基づき、残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額を減価償却費として計上しております。

見込販売収益は売上成長率及び受注金額等を基礎として見積り、見込有効期間は製品及びサービスの販売予定期間を踏まえ上限を3年として決定しております。見込販売収益及び見込有効期間は将来の経済状況等によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度の市場販売目的のソフトウェア及び収益獲得のための自社利用目的のソフトウェアの減価償却費の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 202,017 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 0 千円

短期金銭債務 15,162 千円

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

仕入高 96,935 千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式 (注)1・2	350,822	225,228	259,454	316,596
合計	350,822	225,228	259,454	316,596

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加は自己株式買付による増加によるものです。

2. 普通株式の自己株式数の減少はエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(現：NTTドコモビジネス株式会社)から当社普通株式の自己株式処分による第三者割当増資の払込みによるものです。

## 7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基準となる情報は、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

退職給付引当金	23,995千円
賞与引当金	29,799千円
資産除去債務費用否認	11,941千円
未払事業税	26,510千円
その他	42,355千円

繰延税金資産合計 134,602千円

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 22,740千円

繰延税金負債合計 22,740千円

繰延税金資産の純額 111,862千円

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	株式会社 グローブテック・ジャパン	東京都 千代田区	30,000	IT技術者派遣・ 受託開発・製品 販売	所有直接 100%	役員の 兼任等	商品の仕 入(注)	69,108	買掛金、 未払金、 設備未払金	9,281
子会社	株式会社A S ネットワークセ キュリティ	千葉県 千葉市	10,000	IT技術者派遣・ 受託開発・製品 販売	所有直接 80%	役員の 兼任等	商品の仕 入(注)	27,826	買掛金、 未払金	5,880

(注) 商品の仕入等について、価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上決定しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 329円41銭

1株当たり当期純利益 89円24銭

(注) 当社は、2025年7月1日付で普通株式1株に対し普通株式2株の割合で株式分割を行いました。

1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しています。

## 11. 重要な後発事象

(主要株主である筆頭株主の異動について)

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、主要株主である筆頭株主及び譲渡先からの連絡を受け、筆頭株主の異動を認識いたしました。

### 1. 移動が生じる経緯

主要株主である筆頭株主である株式会社チャクル（以下「チャクル」といいます。）が保有する当社の普通株式を、市場外での相対取引により下記の1社を含む数社にそれぞれ譲渡（以下「本譲渡」といいます。）する旨、チャクルと譲渡先の間で合意されたことを認識いたしました。本譲渡に係る当社株式の売出しに伴い、当社の主要株主である筆頭株主の異動が生じることとなる見込みです。

### 2. 異動予定年月日

2026年2月19日（予定）

### 3. 異動する株主の概要

(1) 主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主

- ① 名称 株式会社チャクル
- ② 所在地 東京都千代田区大手町一丁目7番2号
- ③ 代表者氏名 伊藤 整一
- ④ 事業内容 有価証券の保有、管理、運用および投資等
- ⑤ 資本金 10,000円

(2) 新たに主要株主、主要株主である筆頭株主となる株主

- ① 名称 キヤノンマーケティングジャパン株式会社
- ② 所在地 東京都港区港南二丁目16番6号
- ③ 代表者の役職・氏名 代表取締役社長 足立 正親
- ④ 事業内容 キヤノン製品および関連ソリューションの国内マーケティング
- ⑤ 資本金 73,303百万円（2025年12月31日現在）

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) キヤノンマーケティングジャパン株式会社

		議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前	—	—	—	—
異動後	主要株主、主要株主で ある筆頭株主	11,950個 (1,195,000株)	14.06%	第1位

(2) 株式会社チャクル

		議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前	主要株主、主要株主で ある筆頭株主	23,296個 (2,329,600株)	27.41%	第1位
異動後	—	—	—	—

(注) 1. 「総株主の議決権の数に対する割合」は、少数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

2. 「総株主の議決権の数に対する割合」は、2025年12月31日現在の総株主の議決権の数84,976個

(発行済株式総数8,830,400株から議決権を有しない株式数316,596株を控除して算出)に基づき算出しております。

3. 大株主順位は、2025年12月31日現在の株主名簿を基準に推定したものです。

5. 今後の見通し

本件は、中長期的に当社の業績及び企業価値向上に資するものと考えており、今後、開示すべき重要な事項が発生した場合には、速やかに業績への影響を開示いたします。

(自己株式を活用した第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(固定転換価額型)及び第3回新株予約権(固定行使価額型)の発行)

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社(以下「シンプレクス」といいます。))が無限責任組合員を務めるシンプレクス・キャピタル・PIPEs投資事業有限責任組合1号(以下「割当予定先」といいます。))を割当予定先とする第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(固定転換価額型)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といいます。))及び第3回新株予約権(固定行使価額型)(以下「本新株予約権」といいます。))の発行(以下「本資金調達」といいます。))を行うことを決議いたしました。

1. 本新株予約権付社債発行の概要

(1) 払込期日	2026年3月13日
(2) 新株予約権の総数	40個
(3) 各社債及び新株予約権の発行価額	社債：金 37,500,000円(別途条件あり) 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	458,435株(新株予約権1個あたり11,460株)
(5) 調達資金の額	1,500,000,000円(本社債100円につき100円で発行されると仮定した場合。条件決定日に算定される評価額レンジの下限が100円を超える場合、本社債はその下限額で発行されます。その結果、調達資金もその差額分だけ増加)
(6) 転換価額	2026年2月12日の東証終値の110%(端数切上げ)と条件決定日前日の東証終値の90%(端数切上げ)のいずれか高い方
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当予定先	シンプレクス・キャピタル・PIPEs投資事業有限責任組合1号
(9) 利率及び償還期日	利率：本社債には利息を付さない 償還期日：2030年12月30日
(10) 償還価額	額面 100円につき100円
(11) その他	これらの内容はすべて、金融商品取引法に基づく届出が効力を持つことが前提となります。 当社は割当予定先と第三者割当契約を締結する予定で、この契約では次が定められます。 1. ロックアップ(転換制限) 割当予定先は、払込日から1年間、当社の事前同意なしに転換請求を行わない。 2. 新株発行等に関するロックアップ条項 3. 財務制限条項に関する規定 発行要項に定める財務制限条項抵触事由が発生し、改善計画が提出されない、または次年度までに抵触状態が解消されなかった場合、割当予定先は繰上償還を請求できる。

## 2. 本新株予約権の概要

(1) 割当日	2026年3月13日
(2) 発行新株予約権数	3,200個
(3) 発行価額	2,558円（ただし、条件決定日に再算定される評価額が2,558円を上回る場合は、その評価額を採用します。）
(4) 当該発行による潜在株式数	320,000株（1個につき100株）原則当社自己株式を充当する。
(5) 調達資金の額	1,055,225,600円（注）
(6) 行使価額	2026年2月12日の東証終値の110%（端数切上げ）と条件決定日前日の東証終値の90%（端数切上げ）のいずれか高い金額に設定します。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当予定先	シンプレクス・キャピタル・PIPEs投資事業有限責任組合1号
(9) その他	<p>上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。本第三者割当契約において、割当予定先は、払込期日から1年間は、当社の事前の同意なく本新株予約権を行使しないものとする旨、及び、割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本第三者割当契約に従い、本新株予約権を取得する旨が定められる予定です。</p> <p>1. 行使制限（ロックアップ） 割当予定先は、払込日から1年間、当社の同意なしに新株予約権を行使しない。</p> <p>2. 当社による取得請求権（コール条項） 一定の事由が発生した場合、割当予定先は当社に通知することで新株予約権の取得を当社に請求可能。当社はその請求があれば、契約に従い新株予約権を取得する。</p> <p>3. 取得請求が可能となる主な事由 下記のいずれかが発生した場合を指します。</p> <p>① 組織再編が承認され、承継会社等の株式が上場しない場合 ② 公開買付けが行われた場合 ③ 上場廃止事由や監理銘柄指定が生じる／見込まれる場合 ④ 支配権の変動事由が生じた場合 ⑤ スクイズアウト事由が生じた場合 ⑥ 財務制限条項抵触事由が発生し、改善計画が提出されない、または翌事業年度までに解消されない場合</p>

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。なお、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日の直前取引日における東証終値等の数値を前提として算定した見込額であります。本新株予約権の最終的な払込金額及び行使価額は条件決定日に確定します。

## 3. 当該資金調達の目的

当社は、ALogシリーズやNetwork All Cloudなどの既存セキュリティサービスの運用体制・販売体制等を強化し、販路拡大を進めています。また、NATURE SERIESやセキュサポなどのサービスを拡充し、製品提供に加え、運用、監視、対応等、網羅的なサイバーセキュリティサービスを目指し、支援領域の拡大を図っています。

市場変化が激しい中、競争力を維持し成長を続けるには、既存サービスの強化（人材・開発・AI・運用・販売）と、周辺領域を補完するM&Aや資本業務提携等が不可欠です。M&Aはタイミングが重要なため、あらかじめ資金枠を確保する必要があります。今回の資金調達は、前倒しで成長投資を行うための資金、M&A等を迅速に実行するための待機資金を確保することが目的です。

また、新株予約権付社債の払込金額は、既存事業とM&A待機資金に、新株予約権の行使代金は主にM&A資金に充当し、資金繰りとの整合も図ります。なお、合理的な投資機会が見込めない場合には、既存事業への投資に充当するなど、企業価値向上に資する範囲で資金配分を見直す可能性があります。

(自己株式の取得)

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及び具体的な取得方法について決議し、以下のとおり2026年2月13日に取得を完了いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

2026年2月12日付けで公表しております、「自己株式を活用した第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回新株予約権（固定行使価額型）の発行に関するお知らせ」にありますとおり、今回発行を予定しております転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権に対し、自己株式を充当することで、当社株式の希薄化を抑制するためであります。

2. 取得の内容

(1) 取得した株式の種類	当社普通株式
(2) 取得した株式の総数	303,200株
(3) 株式の取得価額の総額	888,982,400円
(4) 取得期間	2026年2月13日
(5) 取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）

以上